

さいたま市教育委員会会議

(臨時会)

平成30年8月2日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成30年8月2日（木）

午前10時

場所 別館第4委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

議案第58号 平成31年度使用さいたま市立中学校用教科用図書（道徳科）の採
択について …… 1

議案第59号 平成31年度使用さいたま市立浦和中学校用教科用図書（道徳科）
の採択について …… 3

議案第60号 平成31年度使用さいたま市立小学校用教科用図書の採択について …… 5

3 閉 会

議案第 58 号

平成 31 年度使用さいたま市立中学校用教科用図書（道徳科）の採択について

平成 31 年度使用さいたま市立中学校用教科用図書（道徳科）について、別紙を参考資料として採択する。

平成 30 年 8 月 2 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

平成27年3月に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、小・中学校学習指導要領が一部改正され、中学校においては平成31年度から、道徳の時間を教育課程上、特別な教科である道徳として新たに位置付けることとなりました。

これに伴い、平成31年度からさいたま市立中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書について、中学校用教科書目録（平成31年度使用）に登載された教科用図書のうちから採択を行う必要があります。

よって、採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。

(参考)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）

において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

議案第59号

平成31年度使用さいたま市立浦和中学校用教科用図書（道徳科）の採択について

平成31年度使用さいたま市立浦和中学校用教科用図書（道徳科）について、別紙を参考資料として採択する。

平成30年8月2日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

平成27年3月に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、小・中学校学習指導要領が一部改正され、中学校においては、平成31年度から、道徳の時間を教育課程上、特別な教科である道徳として新たに位置付けることとなりました。

これに伴い、平成31年度からさいたま市立浦和中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書について、中学校用教科書目録（平成31年度使用）に登載された教科用図書のうちから採択を行う必要があります。

よって、採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号によりさいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。

(参考)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、10条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）

ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

議案第60号

平成31年度使用さいたま市立小学校用教科用図書採択について

平成31年度使用さいたま市立小学校用教科用図書について、別紙を参考資料として採択する。

平成30年8月2日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

平成31年度からさいたま市立小学校で使用する教科用図書採択については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条により、4年ごとに行います。

よって、採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです

(参考)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）

において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。